



平成 21 年 2 月 3 日
内閣府（防災担当）

「噴火時等の避難に係る火山防災対策懇談会」（第 1 回） 議事概要について

1. 懇談会の概要

日 時：平成 21 年 2 月 2 日（月）14:00～16:10

場 所：中央合同庁舎第 7 号館西館 9 階 共用会議室 1

出席委員：田中座長、荒牧、池辺、池谷、石川、石原、岩田、香取、杉本、田鍋、
土井、山崎 各委員

事務局：内閣府（防災担当）、総務省消防庁、国土交通省河川局砂防部、気象庁

2. 議事概要

噴火警報・噴火警戒レベルの発表状況等、噴火時等の警戒避難体制等に係る対応、現在の火山防災対策に係る取組状況、今後の火山防災対策の進め方等について事務局より説明を行ない、各委員にご議論いただいた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

（主な意見）

- 今回の浅間山噴火のケースでは、噴火警戒レベルを上げた後にすぐに噴火したことから、全ての火山で、事前に情報が出るという意識が強くなってしまふことを危惧している。情報の発表が、噴火の後になることもありうることを周知する必要がある。
- 地方公共団体等は、噴火警戒レベルに期待しているため、事前に噴火警戒レベルの引き上げが行われずに噴火が発生した場合には不満が出ることになる。そういう事態にならないように、平時からの情報交換、密接な連携が重要である。コアグループの設置を促進することが重要である。
- 観測点がない火山もあり、また大学も観測体制を縮小する動きがあるが、火山活動の情報を適切に伝達するためには、火山活動の観測・監視が不可欠であり、観測体制を縮小することのないようにすべきである。
- レベル 1 であっても、火山ガスが出ているような火口周辺は危険で、警戒を怠ってはならない状態にあることから、地元との連携を密にして、詳しい情報を出す必要がある。
- 噴火警報の対象地域を発表する場合には、真に対応が必要な地域を明確にするとともに、風評被害を防止するため、対象地域を絞って発表することも検討すべきである。

- 火山の状況に関する解説情報をわかりやすい表現に改めることについては、逆にあいまいな表現となり、わかりにくくなるようなことがないように留意すべき。
- 火山災害は、震災や風水害とは異なり、特殊性が強く、専門的な知識が必要とされるという意味で、原子力災害と類似している。そのため、火山の専門家が必要とされるのであり、その旨を地方公共団体の防災担当者に徹底する必要がある。
- 火山が複数の県にまたがる場合、県によっては火山防災に対する温度差がある。こうした場合、現地だけでの取組だけでは連携が難しいので、国として関与を強め、連携の素地を作り上げるべきである。
- 住民の間でも火山防災に対する温度差が大きいことから、火山がはぐくんだ自然の豊かさと火山が引き起こす災害の両面を住民に伝えていくことが重要ではないか。
- 協議会等は、自治体の首長が出席する会議であることから、開催回数は年一回程度となる。協議会等の活動状況を把握するためには、実務者レベルでの協議内容を調査すべきである。
- 気象庁における、噴火警戒レベル設定のための具体的基準や、その内部手続きに関する規定を公表すべきである。
- 防災担当者が2年で異動するのは問題である。3～4年は防災業務に従事させるべき。
- 火山に限らず、細かな情報を発表し、防災対応をすすめるような動きが加速しているが、平常時からその情報がどういった情報か、また何に使うのかを説明するなど、きめ細かい情報提供のあり方を検討して欲しい。
- 噴火警戒レベルの引き上げが遅れるケースがあるということがマスコミでも議論されているが、これは技術的な改善では解決し得ない課題である。間に合う、間に合わないと言う議論は、住民等にとって不幸な議論である。行政と研究者のすり合わせを十分に行ない、間に合わない場合はどうすれば良いかを議論し、噴火警戒レベルに過度に依存しない防災体制を構築する必要がある。
- 火山防災対策を推進する上で協議会等の設置が重要である。国は指導力を発揮して欲しい。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

地震・火山対策担当参事官

同企画官

同参事官補佐

池内 幸司

尾本 和彦

本橋 伸夫

TEL : 03-3501-5693（直通） FAX : 03-3501-5199